

各種相談の状況

(単位 件)

各年度末

担 当 課	相 談 名	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
広報広聴課	市 民 相 談	249	211	258	180	198	243	241	193	225	269	262	238	207	326	381
	総 合 市 民 相 談	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合同法律相談・行政相談		36	36	36	33	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	無 料 法 律 相 談	696	648	621	689	696	705	639	636	672	599	472	567	558	626	563
	司 法 書 士 相 談	86	65	71	65	65	51	51	57	73	52	53	47	88	84	94
	行 政 書 士 相 談	31	48	65	79	58	78	64	64	58	66	53	58	65	72	71
	不 動 産 相 談		6	11	14	15	19	18	10	10	25	11	20	21	28	21
	税 理 士 相 談								36	44	59	0	54	60	73	66
	交 通 事 故 相 談	52	51	58	42	68	56	56	40	45	24	33	28	24	－	－
	行 政 相 談	20	25	41	20	28	25	23	12	26	29	12	3	13	7	6
自治振興課	消 費 者 相 談	1,184	1,094	1,093	1,147	1,324	1,170	1,216	1,113	1,341	1,244	1,379	1,262	1,274	1,083	1,063
人権・男女共同参画課	人権擁護委員による相談	1	4	1	0	1	5	3	4	4	3	3	4	4	0	3
	人 権 相 談	66	38	43	37	55	63	66	28	47	26	30	18	20	28	86
	女性の弁護士による法律相談		31	26	22	21	24	21	18	25	19	19	27	12	19	24
	女性のための電話相談	962	756	825	812	747	920	64	83	73	77	97	102	132	108	128
	女性のための面接相談	37	41	49	55	31	28	11	11	11	11	9	10	11	11	10
	男性のための電話相談														4	1
	D V 相 談	69	140	136	207	148	169	191	215	237	218	270	178	106	95	166
子ども家庭課	発 達 相 談	1,131	1,189	1,151	1,419	1,505	1,502	1,422	1,313	1,322	1,267	1,034	1,053	991	1,068	1,126
産業政策課	労 働 ・ 就 労 相 談	88	78	58	66	71	49	48	67	54	53	31	23	29	19	18
人権・男女共同参画課 障害者支援課	障害を理由とする差別について の 相 談							8	2	4	1	3	2	3	4	2

(注) 行政書士相談は、平成17年度に新設された。総合市民相談は、平成23年度より合同法律相談・行政相談に変更され、平成26年度末に終了した。
不動産相談は、平成23年度に新設された。税理士相談は、平成29年度に新設された。 交通事故相談は、令和4年度末に終了した。

女性の弁護士による法律相談は、平成23年度に女性のための法律相談として新設、令和3年7月に現在の名称に変更した。女性のための電話相談は、平成28年度より受付回数・時間を変更し、対象者を市内在住・在勤に限定、令和4年度から市内在住者とした。障害を理由とする差別についての相談は、平成28年度に新設した。男性のための電話相談は令和5年度に新設した。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等が発令され、一部の相談が中止となった。